

◎新潟県告示第580号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり新潟県立近代美術館及び新潟県立万代島美術館の物品売払代金の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年5月1日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 委託した事務
新潟県立近代美術館及び新潟県立万代島美術館の図録等売払代金の徴収に関する事務
- 2 委託期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 3 委託を受けた者、販売場所及び販売期間

委託を受けた者	販売場所	販売期間
新潟市中央区幸西3丁目5番3号 新潟交通商事株式会社	長岡市千秋3丁目278番地14 近代美術館内 ミュージアムショップKINBI	令和2年4月1日から 令和2年9月6日まで
	新潟市中央区万代島5番1号 万代島美術館内 ミュージアムショップBANBI	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで